

川崎市平和館専門調査員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市平和館の諸業務を円滑に推進するため、専門調査員（以下「調査員」という。）の職、任用及び勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、調査員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定されている非常勤の職員をいう。

(職務)

第3条 調査員は、平和事業に係る調査を行うものとする。

(定数)

第4条 調査員の定数は、1名とする。

(任用)

第5条 調査員は、職務を行うに必要な知識を有する者のうちから、市民文化局人権・男女共同参画室長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 調査員の任用期間は、1年以内とする。

(任用の更新)

第5条の2 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である調査員について、その任用を4回に限り更新することができる。この場合において、更新回数が上限に達した調査員について、前条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

(退職)

第6条 調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第6条の2 調査員は次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第7条 調査員の勤務日は、1週間について5日とし、勤務時間は、午前9時15分から午後4時までの5時間45分、1週間当たりの勤務時間は29時間以内とする。

2 正午から午後1時までの1時間は、休憩時間とする。

(休日)

第8条 調査員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日（以下「祝日」という。）にあたる時は、当該日の直後の祝日でない日とする。）及び4週間を通じて4日

(2) 祝日。ただし、当該日に特に勤務することを命じられたときは、当該勤務することを命じられた日から2週間以内の別に所属長が指定する日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
（年次有給休暇）

第9条 調査員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、任用期間が1年に満たないときは、任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第5条の2の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

（特別休暇）

第10条 調査員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）

第11条 調査員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）

第12条 市長は、調査員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

（報酬）

第13条 調査員には第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額266,500円とする。

3 第2種報酬の額は、通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号、以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

（月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬）

第14条 調査員が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第16条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第1項の第1種報酬月額から減額する。

2 調査員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第16条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第1項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するも

のとする。

(第1種報酬の減額)

第15条 調査員が、勤務を要する日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第16条 調査員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、第13条第2項に定める第1種報酬額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た額で除して得た額とする。この場合において、第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第17条 調査員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

(社会保険の適用)

第18条 調査員の社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第19条 調査員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 公務上の災害又は通勤による災害を受け勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第20条 調査員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第21条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 9 条関係)

年次有給休暇の日数

区 分	勤 務 年 数				
	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目
有給休暇の日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日
	18 日	20 日	20 日	20 日	20 日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた調査員については、再度の任用以後の勤務年数に応じて時この表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第2（第9条関係）

年次有給休暇の日数

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇 月	2箇 月	3箇 月	4箇 月	5箇 月	6箇 月	6箇月を超 える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日